

山形市自主防災組織

設立 マニュアル



山形市

目 次

I	自主防災組織とは	1
1	自主防災活動とは	1
2	自主防災組織とは	2
3	自主防災組織の必要性	3
II	自主防災組織の設立・運営	5
1	自主防災組織の設立方法	5
2	規約の作成	6
3	防災計画の作成	8
4	設立後の活動支援	9
5	自主防災組織に係る資器材（共助備蓄物資）の準備	10
6	訓練支援報償制度	11
III	自主防災組織Q & A	12
1	組織づくりについて	12
2	補助制度について	14
3	資器材（共助備蓄物資）の保管について	15
4	地区避難所について	16
5	市避難所について	17
6	その他	18
資 料		19
1	自主防災組織設立の取組み事例	19
2	自主防災会規約例（基本型）	23
3	自主防災会規約例（簡易型）	26
4	自主防災会防災計画例（基本型）	28
5	自主防災会防災計画例（簡易型）	31
6	自主防災会設立届	33
7	共助備蓄物資整備補助申請	34
8	防災訓練申込書	39
9	出前講座申込書	40
10	防災訓練実施報告書	41

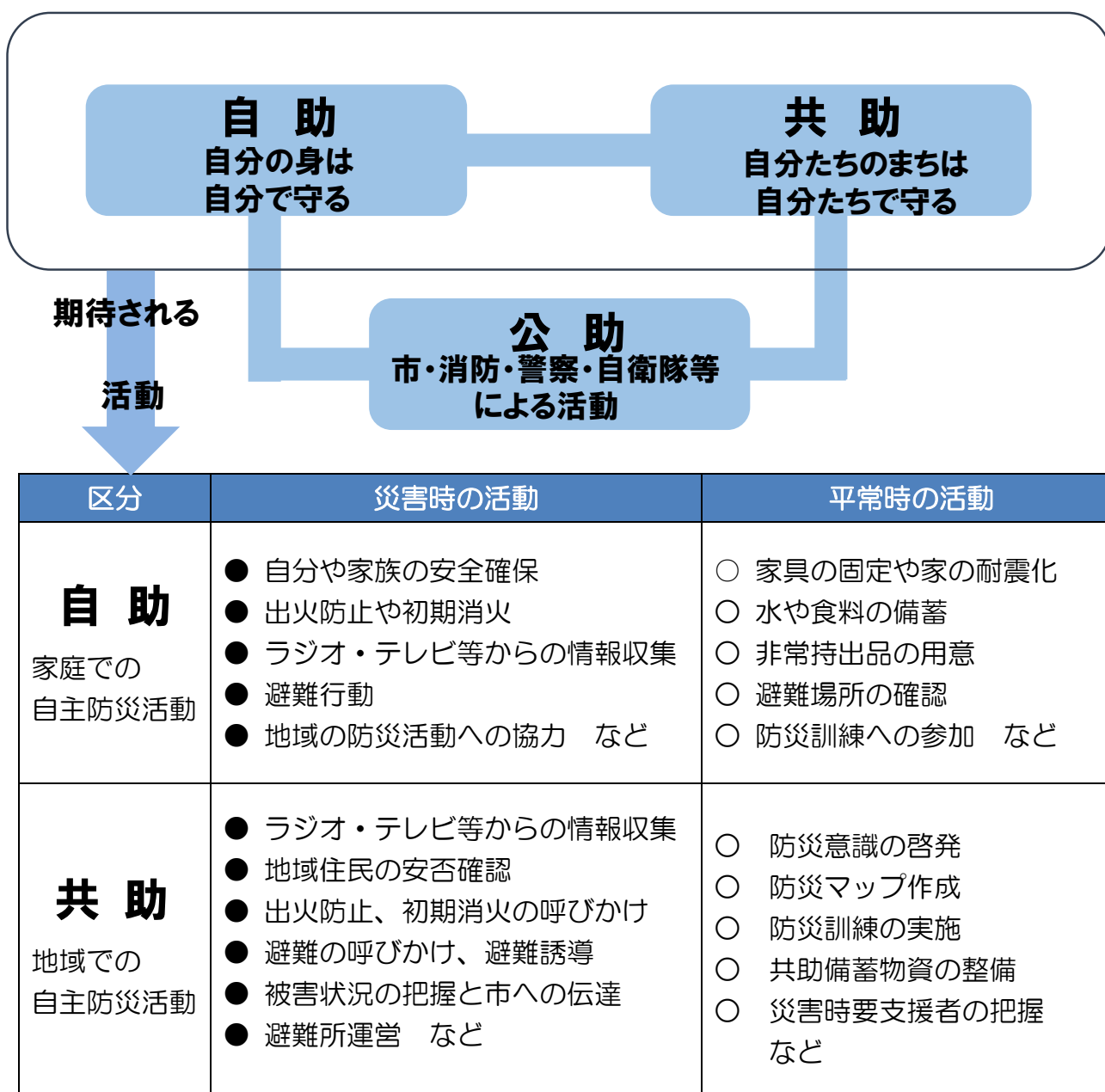
I 自主防災組織とは

1 自主防災活動とは

自主防災活動とは、地震・台風・大雨などによる災害から自分や家族、地域を守るために、みなさんが家庭、地域で自主的に取り組む防災活動のことです。

災害時には、市・消防・警察・自衛隊などによる活動（公助）の他に、自らの努力（自助）と地域の人々との助け合い（共助）が必要になります。また、被害を最小限に食い止めるためには、平常時から活動を行うとともに、災害時の活動を検討・確認しておくことが大切です。

（１）自主防災活動の位置づけと活動内容例



2 自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域での自主防災活動を促進するための組織のことです。一般的に町内会・自治会単位で組織します。

自主防災組織には、**即応性**（すぐに対処できる）、**連帯性**（隣近所の人たちと協力して対処できる）、**日常性**（普段の生活の中で防災活動を展開できる）、**密着性**（お年寄りに関する情報などきめ細かな情報をもとに活動できる）といった有効性があります。こうした有効性を生かしながら、組織的に自主防災活動が展開されることで、災害に強い地域を育むことができます。

地域に密着し防災に携わる組織として、消防団があります。消防団は消防署と一体となって火災や災害に対処する「公助」の一部を担う組織です。自主防災組織には、消防団とも連携しながら、地域の防災力を高めていくことが期待されます。



避難所開設訓練



炊き出し訓練



避難誘導訓練



初期消火訓練



給水訓練



負傷者の搬送訓練

3 自主防災組織の必要性

山形市は、比較的災害の少ないまちと言われておりますが、地震、風水害、土砂災害、火山などの災害へ備えておく必要があります。

特に、山形盆地断層帯による地震は、震度6強以上と想定されています。このような大地震が発生した場合、建物の損壊、火災、停電、断水、道路途絶などが同時に多発し、市役所、消防、警察などの公的機関だけでは対応が困難な状況が予想されます。

地震による被害を最小限に食い止めるためには、まず、家具の転倒防止対策や建物の耐震化、備蓄品の準備など家庭での備えが肝心です。あわせて、日頃から地域で防災に取り組むことが重要です。

「自主防災組織」を設立し、地域における防災体制や活動内容を明確にしておくことで、防災意識の啓発や訓練など日頃の活動が推進されるとともに、災害時には迅速かつ的確な対応が期待されます。また、過去の大規模災害において、地域の助け合いが大きな力となっていることから、「自主防災組織」は、地域における防災活動を実施するうえで必要不可欠な組織といえます。

(1) 山形盆地断層帯の被害想定（山形市：冬期早朝）



建物全壊	約 12,000棟
建物半壊	約 14,000棟
出火	約 50件
建物焼失	約 150棟
死者	約 600人
負傷者	約 3,300人
全半壊り災者	約 63,000人
避難所生活者(ピーク時)	約 30,000人
上下水道断水世帯	約 35,000世帯
都市ガス停止世帯	約 22,000世帯
停電世帯	約 28,000世帯
電話不通世帯	約 32,000世帯

参考：山形盆地断層帯被害想定調査報告書（山形県）より抜粋

(2) 阪神・淡路大震災の事例

倒壊家屋などから救出された方の救助方法の割合（一部地域の調査結果）	
自助や共助による救助	94.9%
公助による救助	1.7%
その他…3.5%	3.5%

参考：総務省消防庁自主防災組織マニュアルより抜粋

救助の体験談） 近所の人や見知らぬ人達が徐々に集まり出し、救助の輪が広がり始めた。どうやら、おじいさんと娘の2人が取り残されているようだ。倒壊した2階建ての家の中は、柱や梁などが入り混じり前進できない。やっとのことで2人に近づくことができた…。こうしてたくさんの方が一丸となり、救出できたのである。

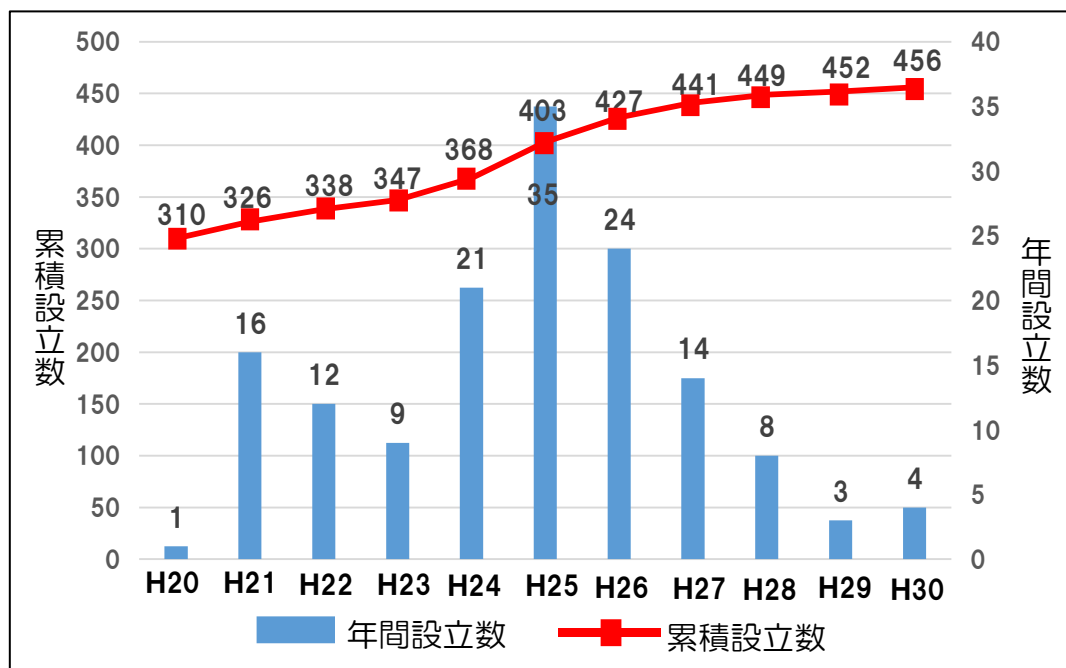
出典：「雪（1995年4月号）」神戸市消防局広報誌一部抜粋

(3) 山形市の自主防災組織の設立状況

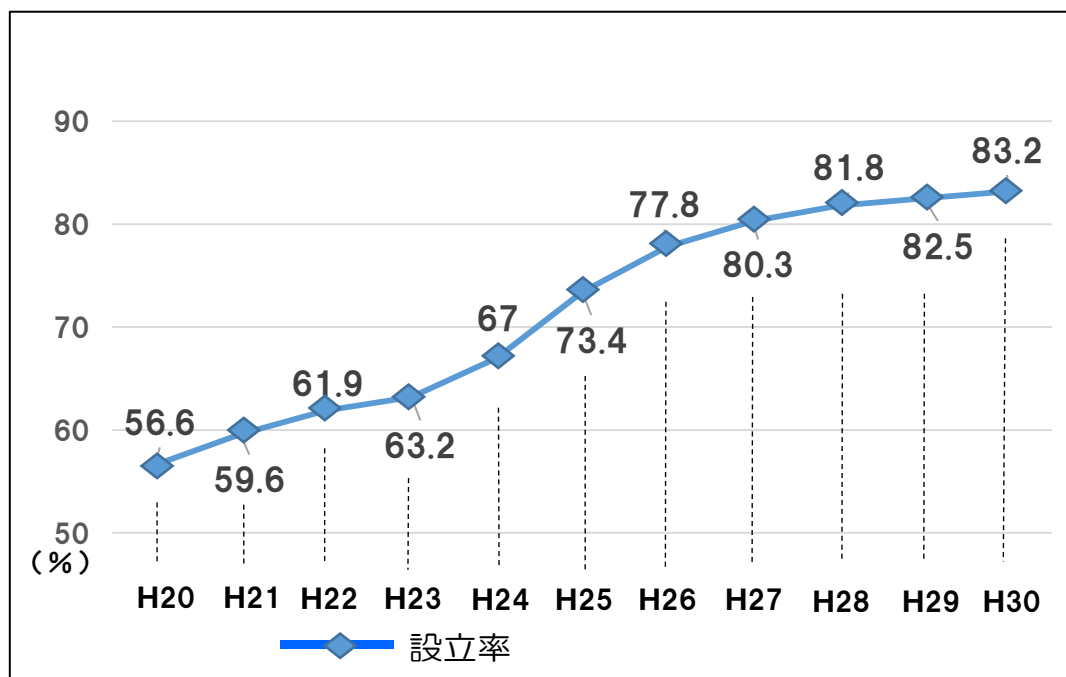
山形市の自主防災組織は、平成31年3月末現在で548町内会の中で456が自主防災組織を設立し、設立率は83.2%となっています。

設立率の全国平均が82.7%（H29.4.1現在）、山形県平均が89.9%（H30.12.31現在）であり、山形市は100%を目標として設立を促進し、地域防災力向上を図っていきます。

ア 自主防災組織設立数の推移



イ 自主防災組織設立率の推移



II 自主防災組織の設立・運営

1 自主防災組織の設立方法

防災に対する気運の高まり（町内会・自治会役員や地域住民からの声、市の出前講座、市民防災センターの利用など）があったら、はじめは関係者で相談をはじめ、徐々に町内会・自治会全体の取組みに発展させていきましょう。

（１）自主防災組織の設立手順【例】

自主防災組織を設立する手順として、以下の例のように、先に役員会などで体制や活動内容を協議し、町内会の総会で議決を得る方法（役員会先行型）や、町内会の総会で設立の決議を得た後に、役員会などで体制や活動内容を決定する方法（総会先行型）などがあげられます。

① 役員会での話し合い

町内会の役員会で自主防災組織の設立に向けた話し合いを行う。

② 防災対策課 や市民防災センターへの相談

自主防災組織の設立や活動などについて、お気軽にご相談ください。

③ 市職員などによる出前講座

必要に応じて、市職員などが町内会・自治会へ伺い自主防災について説明させていただきます。

④ 役員会における設立に向けた方針の決定

⑤ 市職員などによる出前講座

組織体制、活動内容、避難所などの検討
防災対策課では規約や防災計画の例（P 23～32）を準備しております。
どうぞ、お気軽にご相談ください。

⑥ 町内会総会での決議

⑦ 市へ設立届の提出（届出書P 33参照）

2 規約の作成

自主防災組織の体制を明確にするために「規約」を作成しましょう。

町内会・自治会との関係など、地域の実情にあわせ、組織の目的、事業内容、役員、総会など組織の基本事項を定めましょう。

（１）規約【例】

資料 P23～27 に「自主防災会規約【例】」を掲載しておりますのでご活用ください。

（２）自主防災組織の体制【例】

自主防災組織の体制づくりには、町内会・自治会との関係が重要になります。地域の事情に応じた体制を検討しましょう。

ここでは、町内会・自治会を基本とした４つのタイプを紹介します。

ア 重複型

町内会・自治会役員が自主防災組織の役員を兼務するタイプです。

市内の自主防災組織に最も多いタイプで、体制づくりが容易で住民にも分かりやすいことが特徴です。

イ 下部組織型

町内会・自治会の中に「防災部」を設置するタイプです。

組織づくりが容易で専門性が高まることが特徴です。

ウ 別組織型

町内会・自治会とは別組織として、自主防災組織を設立するタイプです。

町内会・自治会役員に負担が集中することを軽減できることが特徴です。

エ 合併型

複数の町内会・自治会が共同で自主防災組織を設立するタイプです。

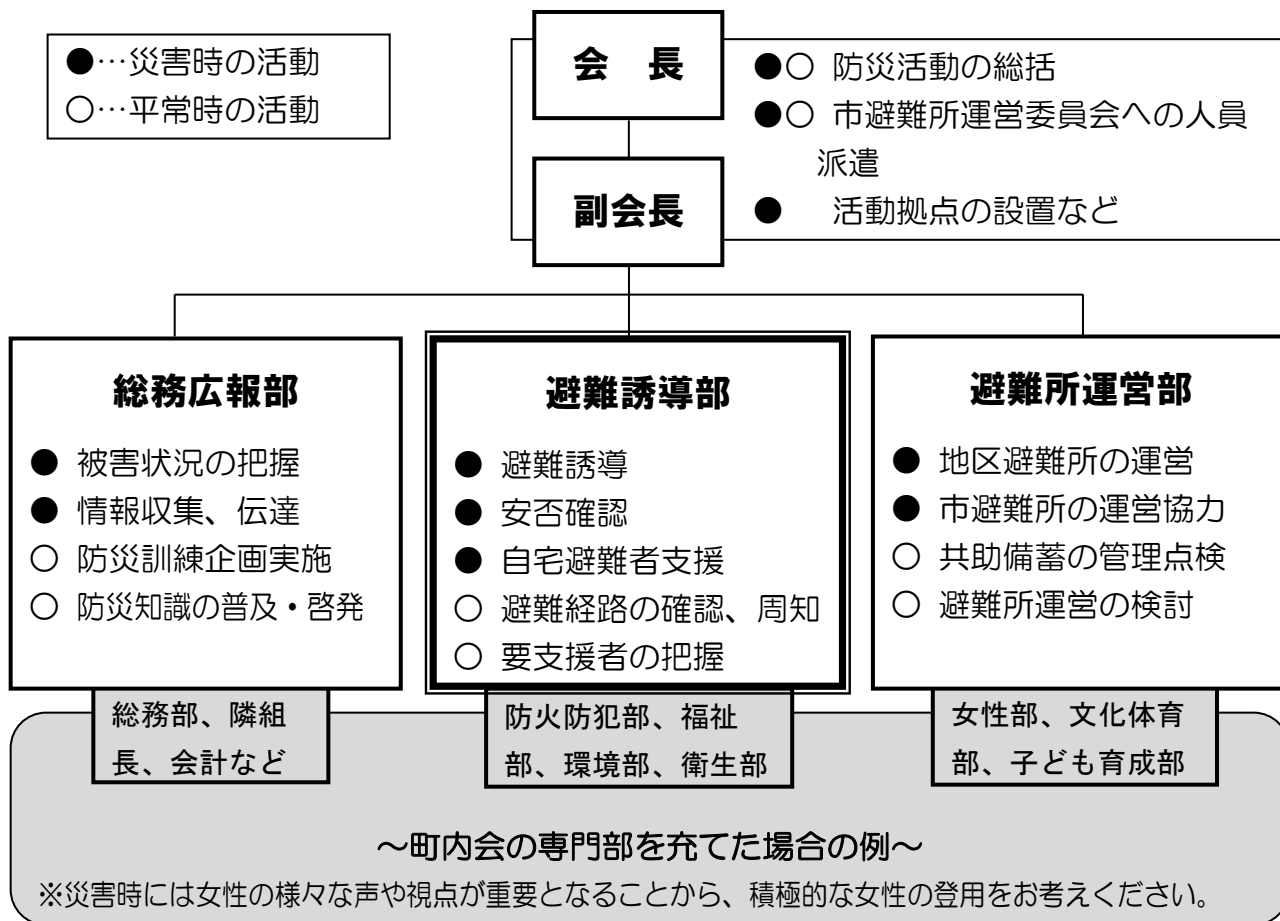
町内会・自治会役員に負担が集中することを軽減できますが、組織体系が複雑化する傾向があります。



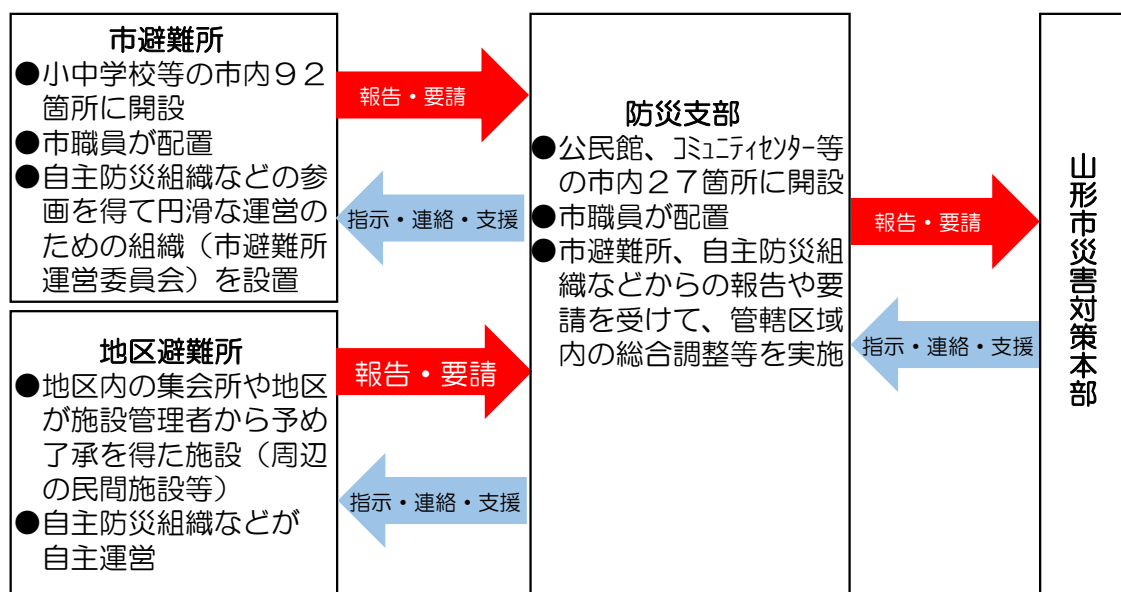
（２）自主防災組織の構成【例】

まずは、命を守る「避難誘導部」の設置を優先的にご検討ください。また、地域の事情や活動に応じて「総務広報部」「避難所運営部」などの設置をご検討ください。

このほかにも、防火部、救出救護部、給食給水部などを設置する事例があります。



（参考）山形市の防災体制の概要（市避難所、地区避難所の位置づけ）と自主防災組織の関わり



3 防災計画の作成

自主防災組織の活動を明確にするために、「防災計画」を作成しましょう。
役割分担や活動内容を明確にすることで、いざというときの対応を迅速かつ的確に行うとともに、日頃から防災計画の内容に沿った訓練や啓発活動を実行することができます。

また、災害の種類に応じた避難場所や避難所（下記表 A）、避難経路などを表した防災マップなどを盛り込むことで、災害時の避難活動に役立てることができます。

加えて、自主防災組織の活動に必要な資器材（共助備蓄物資）を明記（下記表 B）することで、より活動が具体化し、適切な維持管理が推進されます。

防災計画に基づいた活動を積み重ね、その結果を踏まえ改善し、継続していくことで確実に地域の防災力は向上していきます。

（１）防災計画【例】

資料 P28～32に「防災計画【例】」を掲載しておりますのでご活用ください。

（２）避難場所や共助備蓄物資

表 A 避難場所及び避難所

災害の種類	避難場所(屋外)	地区避難所(屋内)	市避難所(屋内)
地震	△△△△公園	⇒ □□□□集会所	⇒ ○○○小学校
風水害		□□□□集会所	⇒ ○○○小学校
土砂災害			⇒ ○○○中学校

※地区での話し合いや、防災まち歩きなどを通じて避難経路を明記した防災マップや避難経路図を作成しましょう。

地区避難所・・・前ページ山形市の防災体制の概要をご参照ください。

表 B 共助備蓄物資リスト

共助備蓄の区分	内 容
避難誘導や避難場所に必要となる物資	役員用ベスト、拡声器、誘導灯、担架、リヤカー、トランシーバー、その他
地区避難所運営に必要な物資	発電機一式、投光器、毛布、カセットガスコンロ、石油ストーブ、その他

4 設立後の活動支援

山形市では、自主防災組織設立時の相談に加え、設立後における活動支援を行っております。各種の支援を有効に活用し、地区住民の防災意識の向上や自主防災組織の活動の充実を図りましょう。

（１）共助備蓄物資整備補助

自主防災組織による避難誘導や地区避難所運営に必要な資器材（共助備蓄物資）を購入する場合における補助制度を設けております。（詳細は次項）

（２）自主防災組織活動マニュアル

平常時の自主防災組織の活動、災害時の自主防災組織の活動、活動事例などを取りまとめた「自主防災組織活動マニュアル」を提供しております。

（３）市民防災センター

市民防災センターでは、地震や初期消火、応急手当などの各種体験のほか、自主防災組織の活動に関する情報提供や助言を行っております。

（４）消防署員による訓練指導

各自主防災組織が初期消火訓練や応急手当訓練を実施する場合、必用に応じて消防署員が出向き訓練指導を行っております。なお、訓練の申込みは防災対策課で受け付けておりますのでお問い合わせください。（申込書P 39参照）

（５）市職員による出前講座等

各自主防災組織が防災研修会などを開催する場合、必用に応じて市職員が出向き防災に関する出前講座を行っております。（申込書P 40参照）

他に、警察及び山形地方気象台の防災講座もご活用ください。

（６）山形市総合防災訓練やリーダー研修等へのご案内

山形市が実施する総合防災訓練への参観や、山形県が開催するリーダー研修などへの参加案内を行っております。

（７）訓練支援報償制度

防災訓練等の活動に対して報奨金を支給するものです。（詳細はP 11参照）

5 自主防災組織に係る資器材（共助備蓄物資）の準備

自主防災組織による防災活動を実施するため、活動の内容に応じた各種資器材が必要となってきます。そのため、市では、自主防災組織が防災計画で定めている避難誘導や地区避難所運営に必要な資器材（共助備蓄物資）を購入する場合における補助制度を設けております。（申請様式P 34～38参照）

共助備蓄物資整備補助制度の概要

手 続 窓 口	受付窓口	防災対策課窓口
	相談窓口	防災対策課窓口、市民防災センター
補助対象となる共助備蓄物資	①避難誘導または避難場所に必要な物資	役員用ベスト、拡声器、誘導灯、担架、リヤカー、トランシーバー、その他これらに準ずるものとして市長が認めるもの
	②地区避難所運営に必要な物資	発電機一式、投光器、毛布、カセットガスコンロ、石油ストーブ、その他これらに準ずるものとして市長が認めるもの
補 助 金 額	災害時の避難所を「市避難所」とする場合	■対象となる物資 □避難誘導または避難場所に必要な物資・・・① 補助金の額【限度額：200,000円】 10万円以下の場合：購入に要した額 10万円を超える場合：10万円と10万円を超える額に2分の1を乗じて得た額とを合算した額 （例）購入金額200,000円の場合 $100,000円 + (200,000円 - 100,000円) \times 1/2 = 150,000円$
	災害時の避難所を「自主防災組織で運営する地区避難所」とする場合	■対象となる物資 □避難誘導または避難場所に必要な物資・・・① □地区避難所運営に必要な物資・・・② 補助金の額【限度額：300,000円】 当該購入に要した経費
補 助 金 の 交 付	※原則、補助は自主防災組織設立後1回限りとなります。 ※平成23年度まで補助金を受けた自主防災組織が①、②についての物資の補助を受ける場合は限度額300,000円からすでに受けた補助金を引いた残りの額が、補助限度額となります。 （例）平成22年に200,000円の補助を受け、この度、避難誘導物資を購入した場合 $300,000円 - 200,000円 = 100,000円$ よって、補助限度額100,000円となります。	

参考）自助備蓄：災害発生から最低限3日間、可能ならば5～7日間程度の生活に必要なとする物資を備蓄すること。

共助備蓄：住民の避難誘導や地区避難所での生活に最低限必要な物資を備蓄すること。

公助備蓄：自助及び共助備蓄が困難なものを市が公助により備蓄すること。

6 訓練支援報償制度

自主防災組織活動支援報償制度の概要

この制度は、地域における防災力の向上を目指し、自主防災組織が災害への備えとして取り組む防災訓練等の活動に対して報償金を支給し、防災訓練の実施を促し自主防災組織の育成と活動の充実を図るためのものです。

（実施報告書P 4 1 参照、報償金申し込みの際は、口座振替依頼書も必要となります。）

対象となる防災訓練	避難誘導訓練、避難所開設運営訓練、炊き出し訓練、給水訓練、救急救護訓練、救出訓練、図上訓練、情報収集・伝達訓練、要支援者支援訓練、初期消火訓練、煙・地震等体験訓練、共助備蓄資機材取扱訓練 等 ●地区自主防災組織連絡協議会又は他の自主防災組織と合同実施も報償対象 ●「役員のための訓練」など、組織の一部の組織員を対象とした防災訓練は、報償対象外	
対象となる経費	防災訓練の実施に係る経費	1. 防災訓練に係る経費 2. 防災訓練の資材等作成に係る経費
	防災訓練の実施に係る間接的経費	1. 共助備蓄物資等の保守点検及び補修、補充、更新等に要する経費 2. 防災訓練参加を呼び掛けるための案内作成、配布等に要する経費
報償金の額 (平成31年4月現在)	50世帯未満	30,000
	50世帯以上200世帯未満	40,000
	200世帯以上500世帯未満	50,000
	500世帯以上	60,000

※制度の内容については、見直される場合があります。

Ⅲ 自主防災組織 Q & A

1 組織づくりについて

Q 地域には消防団があるのに、なぜ自主防災組織を新たに設立する必要があるのですか？

A 消防団は、地域を火災や災害から守るため、欠くことのできない消防組織です。ただし、災害の規模が大きくなり、被害が同時多発する状況を想定すると、消防団だけでは対応は難しく、避難誘導や避難所運営への参加など、どうしても地域住民のみなさんの助け合いが必要になります。

また、災害による被害を減らすためには、『自分と家族の命は自分で守る』という心構えの下で普段の家庭での防災活動（自助）が不可欠ですが、それを推進するために、「地域一体となった活動」は重要です。つまり、家具の固定や非常持出品の準備など防災対策を講じようという気持ちはあっても、一人ひとりではなかなか実行に移せないことがあります。地域で呼びかけや器材の準備などに取り組むことで対策が進むことが期待できます。

Q 自主防災組織は、市からのお仕着せの組織ではないですか？

A 自主防災組織は、まちの任意団体です。『私たちのまちは、私たちが守る。』という考えに立ち、自発的な活動を展開していただくこととなります。

Q 自主防災組織設立後に行政からのしほりはあるのでしょうか？

A まちの任意団体ですので、しほりはありません。市自主防災組織連絡協議会総会や各種リーダー研修会、市総合防災訓練へのご案内をさせていただきます。

Q これ以上町内会・自治会の仕事が増えても、高齢化や担い手不足が進み、自主防災組織としての活動が出来ません。

A 高齢化や担い手不足は、山形市内の各町内会・自治会で共通する課題といえますが、災害時には地域での助け合いが必要不可欠です。地域住民の安心安全を守るため、主な活動を避難誘導に絞り込むなど、可能な範囲の活動、極力負担のかからない体制づくりをご検討いただき、是非、組織化をお願いいたします。

Q 小規模の町内会では運営が大変です。自主防災組織として望ましい規模はどれくらいでしょうか？

A 地域での防災活動は日常生活と一体性をもつことが有効であることから、その基盤となる町内会・自治会組織単位での組織化が望ましいと考えられます。

小規模の町内会・自治会では、複数の町内会・自治会が合同で組織している場合もあります。この場合は、各町内会・自治会の連携を確保することが大切ですので、地域の状況にあわせてご検討ください。

Q 町内の半数がアパートで町内会に参加していません。また町内会は高齢化が進み仕事（活動）が増えることに消極的です。これからどのような形で自主防災組織を設立すればよいでしょうか？

A 組織づくりや自主防災組織の活動はできるところから始めていただいても大丈夫です。防災会設立後に、マンションやアパートの住民の参加を促す方法もあります。また、マンション単体で自主防災組織を設立することも可能です。

Q 曜日や時間帯により町内にいる人も違いますが、自主防災組織は機能するのですか？

A 発災時は、町内にいる方で可能な活動（避難誘導など）をお願いします。また、平日と休日の2ケースを想定した体制づくりを行っている自主防災組織もあります。

Q 町内会に防災部長がおりますが、自主防災組織ではどのような役割になりますか？

A 防災部長は専門部の部長など、会長とともに組織の中核としてリーダー的な役割を担っていただくことが期待されます。組織づくりは自由ですので、地域の事情にあわせ、知識や経験が豊富な人材を活かした組織づくりが有効です。

Q 自主防災組織の会計は町内会の会計と同じでもよいでしょうか？

A 同一会計でも結構です。町内会等からの収入や資源回収で得た収入を充当する事例もありますので、地域の事情に応じた資金調達を図り、活動の充実をご検討ください。

Q 山形市自主防災組織連絡協議会の年会費はありますか？

A 年会費はありません。事務局は防災対策課に置き、総会や市防災訓練、リーダー研修などの案内をさせていただいております。

Q 自主防災組織の活動への保険（死亡やケガをした場合の対応）はありませんか？

A 自主防災組織ごとに保険の加入をお願いしたいと思います。社会福祉協議会のボランティア活動保険であれば1人あたり年間300円程度で加入できます。

2 補助制度について

Q 資器材(共助備蓄物資)に係る補助制度は継続的にありますか？

A 原則一回です。ただし、平成23年度以前に補助金を受給された自主防災組織は、30万円から当初の補助金を差し引いた金額を上限に、「避難誘導」と「地区避難所運営」に係る資器材(共助備蓄物資)の購入について再度の補助を行います。

Q 避難所と補助の対象となる共助備蓄物資に関係はありますか？

A 市避難所に避難する場合は、避難誘導または避難場所に必要となる物資の購入が補助の対象となり、地区避難所に避難する場合は、避難誘導または避難場所に必要となる物資と地区避難所運営に必要となる物資の購入が対象となります。

Q 共助備蓄(発電機など)の維持管理費の補助はないのですか？

A 維持管理に係る補助はありません。

Q 補助申請前に購入した資器材は補助の対象になりますか？

A 既に購入した資器材は補助の対象になりません。
事前協議をして購入したものが対象となりますのでご注意ください。

Q 車椅子は共助備蓄の補助の対象になりますか？

A 地区避難所運営や避難誘導で必要となる物資として対象になります。

Q 非常食の備蓄を検討していますが、賞味期限があるため定期的な更新が必要となります。更新に対する補助制度はありませんか？

A 非常食の更新に係る補助制度は設けておりません。食料の備蓄は、各家庭における自助備蓄が基本となることから、自主防災組織の活動において自助備蓄の啓発を図られますようお願いします。

Q 防災訓練を実施するには、訓練案内の紙代や印刷代など経費がかかります。そういったものに対する補助制度はありませんか？

A 自主防災組織活動支援報償制度があります。詳しくは、P11をご覧ください。

3 資器材（共助備蓄物資）の保管について

Q 資器材(共助備蓄物資)の保管場所はどうすればよいでしょうか？

A 防災倉庫を町内の公園や集会所の敷地に置いている自主防災組織もありますが、場所がない自主防災組織は、役員宅に手分けして保管しているところもあります。

Q 発電機などに使うガソリンの保管は消防法に抵触しないのですか？

A ガソリンの保管は市条例で、1件あたり、40リットルまでは許可なしで所持が可能です。もし、40リットルで不足の場合は、役員で分けて保管をお願いします。

4 地区避難所について

Q 地区避難所とは、こういった場所ですか？また、民間施設など数カ所を指定しても構わないのでしょうか？

A 地区避難所は、地区内の集会所や地区が施設管理者から予め了承を得た施設（周辺の民間施設等）です。

また、箇所数については、実際の災害時を想定し、地区の状況に応じて決めていただいて結構です。

Q 耐震性に不安があったり、土砂災害警戒区域内であったり、地区避難所を利用できないケースもあります。その場合どうするのですか？

A 地区避難所が利用できない場合は、市避難所に避難してください。

Q 避難場所がないので空き地を市で買取ることはできませんか？

A 地区避難場所などが無い場合は、市避難場所に避難をお願いします。

5 市避難所について

**Q 防災支部と市避難所の関わりについて教えてください。
また防災支部の運営は市職員が行うのでしょうか？**

A 各地区の防災支部が、その地区内の市避難所や地区避難所からの情報を収集し、災害対策本部への報告や、地区内の応急対策の検討と実施を行います。
防災支部の運営は、市職員が3名と地区の役員（町内会連合会長や地区振興会長又は自治推進委員長、公民館長やコミュニティセンター所長、消防団分団長、女性防火クラブ会長）で行います。

Q 町内会が二つの小学校にまたがっています。どちらの市避難所に避難しても構いませんか？

A 身近な場所に避難してもらって構いませんが、自主防災組織で事前に避難所を決めてください。ただし、隣組単位では同じ避難所が理想です。

Q 市避難所は速やかに開錠されるのでしょうか？

A 市避難所に指名職員（市職員）を配置し、災害時はその指名職員が開錠します。市避難所開設基準は以下の通りです。

- 地震のケース
震度4以上で、災害対策連絡会議または災害対策本部の決定がなくとも自動的に全部の市避難所を開設する。
- 風水害・土砂災害のケース
災害対策連絡会議または災害対策本部において、気象状況や河川水位状況などを総合的に判断し、市避難所の全部または一部の開設を決定する。
- 火災・雪害・その他
事象の状況により市長が必要であると判断した場合に開設する。

Q 山形市による市避難所の周知は行っているのでしょうか？

A 各戸に避難場所地図を配布しております。また、山形市ホームページに掲載しているほか、西消防署に隣接した市民防災センターにも大きく掲示しております。
自主防災組織の活動の中でも、避難所の検討や住民への周知をお願いいたします。

6 その他

Q 自主防災組織を立ち上げないとリーダー研修会への参加はできないのですか？

A 自主防災組織を対象としています。

なお、防災関係の研修などを受けたい場合は、市の出前講座をご利用ください。

Q ハザードマップは全戸配布したのですか？

A 市などで作成したハザードマップなどは以下の通りです。

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| ●地震ハザードマップ（山形市揺れやすさマップ） | 24年度作成 |
| ●洪水ハザードマップ（山形市洪水避難地図） | 15年度作成 |
| ●土砂災害ハザードマップ（山形市土砂災害避難地図） | 25年度作成 |
| ●融雪型火山泥流ハザードマップ
（蔵王山火山融雪型火山泥流避難地図） | 29年1月作成 |
| ●山形市避難場所地図 | 随時更新 |

地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ及び山形市避難場所地図は全戸配布しました。現在も、持っていない方や転入者にもお配りしています。

土砂災害ハザードマップ及び融雪型火山泥流ハザードマップマップは関係する地区内の全戸に配布しました。

今後、配布を希望される場合は、防災対策課へお問い合わせください。なお、山形市ホームページでも情報を掲載しておりますのでご活用ください。

https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/top_bosai/（山形市防災特設ページ）

1 自主防災組織設立の取組み事例

(1) 世帯数が極めて少ない中で設立した事例（小姓町二区町内会防災部）

●町内会の概況

地 区…第5地区

世 帯 数…20世帯

世帯員数…約60名

環 境…小姓町、諏訪町一丁目、十日町二丁目にまたがり、店舗やビル並びに駐車場が多く存在する場所である。町内には諏訪町さわやか広場公園がある。

●設立へ向けた取組み

町内会役員による組織体制や活動内容の検討

町内会の人数が少ないことから、活動の焦点を初期消火、安否確認及び避難誘導に絞って活動することとした。

また、防災部の役員は防災部長、副部長及び避難誘導班長の3人のみとし、防災会の活動拠点は公民館など適当な場所がないため、防災部長宅とした。

自主防災組織の設立

平成27年4月に自主防災会を設立した。

●共助備蓄品の準備

共助備蓄物資補助制度を活用し、役員用ベスト、誘導灯及びリヤカー2台を購入した。

●防災訓練の実施

28年度から防災訓練を実施し、30年度で3回目の実施となった。防災器材の使用要領の確認及び初期消火訓練であったが、次年度は安否確認訓練等も入れての訓練を検討する。（写真は30年11月 参加者確保のため土曜早朝6時から実施）



(2) 多くの生徒が往来する町内会で設立した事例（みしま町内会防災部）

●町内会の概況

地 区…第4地区

世 帯 数…約85世帯

世帯員数…約200名

環 境…緑町一丁目・七日町四丁目に所在し遊学館、山形地方气象台、山形東高校が地区内にあり、多くの高校生や一般市民が往来する住宅街である。遊学館東側に三島神社がある。

●設立へ向けた取組み

町内会役員による組織体制や活動内容の検討

高齢者世帯の増加や新規居住者の増加による町内会構成世帯の変化に伴い、活動の重点を安否確認と避難誘導に置くこととした。このため、防災部役員は防災部長を専任、副部長及び避難誘導班長（避難所近隣の隣組長）4人は他の役職と兼任での計6人とした。

また、防災部の活動拠点は一島神社境内の一島会館とした。

要支援者の把握・避難行動支援制度の活用

町内会の要支援者については、民生委員児童委員及び福祉協力員と情報を共有し、発災時に備えることとした。

自主防災組織の設立

平成30年5月に自主防災組織を設立した。

●防災研修の実施

自主防災組織設立後に、山形市の出前講座を申し込み、自主防災組織の役割について町内会会員が参加し理解を深めた。従来実施してきた避難場所（山形東高体育館）への避難経路確認に加え、次年度から、より多くの会員が防災訓練を体験できるように準備を進める予定。

●共助備蓄品の準備

今後、共助備蓄物資補助制度を活用し、防災部として必要な物品を購入予定。

(3) マンション独自で設立した事例（ネオステージ三日町防災会）

●町内会の概況

地 区…第6地区

世 帯 数…約145世帯

環 境…鉄炮町四区町内会にあり、周囲はマンション、寺、店舗及びさまざまな事業所が混在する地域である。南約400mの位置に市避難所（第6小学校）がある。

●設立へ向けた取組み

町内会役員による組織体制や活動内容の検討

ネオステージ三日町住民のみで防災会を立ち上げる機運が高まり、マンション独自で立ち上げることとなった。平成28年鉄炮町四区町内会から独自に防災会を設立することについて同意を得た。

組織は、ネオステージ三日町管理組合の要員も組織に加わることとし、総務広報部、避難誘導部、避難所運営部を置くこととした。事務所はネオステージ三日町1階集会室、地区避難所（災害時の本部）はネオステージ三日町集会所とし、地区避難所の運営や市避難所運営への協力も実施することとした。

要支援者の支援

マンション内の要支援者については、支援者を含み住民で協力することとした。

自主防災組織の設立

平成28年12月に自主防災組織を設立した。設立後、共助備蓄物資補助制度を活用することでエレベーターチェアを購入し、エレベーター内に閉じ込められても安全に待機できるようにした。

●防災会設立後初めての防災訓練の実施（29年7月）



(4) 商店街の中で設立した事例（本町自主防災会）

●町内会の概況

地 区…第1地区

世 帯 数…約35世帯

世帯員数…約90名

環 境…ホテル、銀行やオフィスビル及び多くの商店が立ち並ぶ山形市の中心街の一角である。大きな建物は多いが実際に居住生活を営んでいる住民は少なく、しかも商いを営む人がほとんどである。

●設立へ向けた取組み

町内会役員による検討

東日本大震災以降、町内会予算に特別会計として防災基金を設け積み立てを開始、山形市の共助物資補助制度も活用して防災に必要な資器材購入を準備した。

また、防災部長をはじめ部員により活動計画案を作成・検討し、住民のみならず通勤者や来訪者を含めた防災活動を行うことについて町内会総会で承認を得た。

要支援者の把握・避難行動支援制度の活用

町内会で把握していた要支援者に防災会が新たに把握した要支援者を追加した。

自主防災組織の設立

平成25年4月に自主防災組織を設立した。

●共助備蓄物資

山形市の共助備蓄物資補助制度を活用し、第一小学校敷地内に本町防災会防災倉庫を設置するとともに、拡声器、担架及びリヤカー等を購入した。

●本町自主防災会の課題と対応策

課題

商いを営む人が多く、そのほとんどが防災訓練等に参加する余裕がない。

対応

- ①町内朝清掃の日に防災倉庫前への参集及び防災備品操作訓練を毎年実施している。
- ②町内は4ブロックに区分されているが、各ブロックの若手3名を防災部員として指名し、自主防災組織の総務広報・避難誘導・避難所運営の各要員を確保している。

2 自主防災会規約例（基本型）

〇〇自主防災会規約【例】

（目 的）

第1条 この組織は、住民の隣保互助の精神に基づき、地震、風水害及び土砂災害など非常災害に際し、自主的かつ組織的な防災活動を行い、もって地域内住民の安全を確保し災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

（名 称）

第2条 この組織は、〇〇〇〇防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 本会に事務所を置く。

2 事務所の位置は、〇〇〇〇とする。

（構 成）

第4条 本会は、〇〇〇〇地域内の住民で構成する。

（事 業）

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）災害時における被害状況の把握、避難誘導及び避難所運営
- （2）防災に関する各種訓練や知識の普及、啓発
- （3）その他地域住民の安全を確保するために必要な事業

（役 員）

第6条 本会に次の役員を置き、事業の運営にあたる。

- （1）会 長 1名
- （2）副 会 長 名
- （3）会 計 名
- （4）監 事 名
- （5）専門部長 名

2 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の仕事）

第7条 会長は会を代表し、会の事務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 会計は、会の経理を担当する。

4 監事は、会の経理を監査する。

5 専門部長は、専門部を総括する。

（専門部の設置）

第8条 第5条の事業を遂行するため専門部をおく。

（会 議）

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は、会長が招集し、会議の議長は、会長があたる。

(総 会)

第10条 総会は全会員で構成する。しかし全会員の2分の1以上の出席があれば成立する。なお、委任状をもって代理出席とする。

2 総会は年1回開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 役員の選任に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、特に必要と認める事項。

4 総会は、前項各号に掲げる事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、第6条に定める役員をもって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項

(2) その他必要な事項

(会 費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経 費)

第13条 本会の運営に要する経費は、町内会、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を、総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

(別 紙)

〇〇〇〇防災会役員名簿

(年 月 日現在)

役 員 職 名	氏 名	住 所	電 話 番 号
会 長		山形市	
副 会 長		山形市	
//		山形市	
会 計		山形市	
監 事		山形市	
//		山形市	
総 務 広 報 部 長		山形市	
避 難 誘 導 部 長		山形市	
避 難 所 運 営 部 長		山形市	
部 長		山形市	
部 長		山形市	
部 長		山形市	

3 自主防災会規約例（簡易型）

〇〇自主防災会規約【例】

（名称）

第1条 この組織は、〇〇〇〇町内会防災部（以下「防災部」という。）と称する。

（活動の拠点）

第2条 防災部の活動拠点は、〇〇〇〇とする。

（目的）

第3条 防災部は、住民の隣保互助の精神に基づき、地震及び風水害など非常災害に際し、自主的かつ組織的な防災活動を行い、もって地域内住民の安全を確保し災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

（構成）

第4条 防災部は、〇〇〇〇町内会に属し、〇〇〇〇町内会の住民が参加するものとする。

（事業）

第5条 防災部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）災害時における被害状況の把握、避難誘導に関すること。

（2）その他地域住民の安全を確保するために必要な事項

（役員）

第6条 防災部に次の役員を置く。

（1）部長 1人

（2）副部長 1人

（3）避難誘導班長 1人

2 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の任務）

第7条 部長は、防災部を代表し、防災部の事業を総括する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を行う。

3 班長は、班活動の指揮を行う。

（総会）

第8条 総会は、次の事項を審議し、〇〇〇〇町内会総会の議決をもって決定する。

（1）規約の改正に関すること。

（2）役員の選任に関すること。

（3）事業計画、予算及び決算に関すること。

（4）その他、特に必要と認める事項

（防災計画）

第9条 防災部は、第5条の事業を実施する上で必要な事項を定めるため、防災計画を作成する。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

〇〇〇〇町内会防災部役員名簿

(年 月 日現在)

職名	氏名	住所	電話番号
部長			
副部長			
避難誘導班長			

4 自主防災会防災計画例（基本型）

〇〇自主防災会防災計画【例】基本型

1 目 的

この計画は、〇〇自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他災害の減災と地域住民の安全の確保に努めることを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 災害時及び平常時の活動に関すること。
- (3) 避難場所及び避難所、共助備蓄物資に関すること。

3 編成及び任務分担

編 成	任 務 分 担		※参考例 町内会・自治会等 専門部の充て職
	災害時の活動	平常時の活動	
総務広報部	- 情報の収集伝達 - 被害状況の把握	- 事業計画、予算決算 - 防災知識の普及、啓発 - 防災訓練の企画実施 - 情報の収集伝達方法の確認	会計、監事、総務部、隣組長など
避難誘導部	- 安否確認、避難誘導 - 自宅避難者への支援 - 災害時要支援者の避難支援	- 危険個所の把握 - 避難経路の確認 - 災害時要支援者の把握	防火防犯部、福祉部、環境衛生部など
避難所運営部	避難所の運営	共助備蓄物資の点検、管理	文化体育部、女性部、こども育成部など
〇〇〇〇部			

4 災害時の活動

(1) 被害状況の把握、情報の収集伝達

ア 住民の安否や地区内の被害状況を把握し、会長、副会長、各専門部での情報共有及び活動の調整を図る。

イ 市防災支部や市避難所、消防機関、警察などの防災関係機関へ必要な情報を伝達する。

ウ 地区住民へ必要な情報を伝達する。

(2) 安否確認、避難誘導等

ア 住民の安否を確認し会長へ報告する。

イ 災害により地区住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、安全な避難経路を確保し、速やかに住民を避難場所又は地区(市)避難所へ誘導する。なお、避難場所及び地区(市)避難所は別紙①のとおり設定する。

ウ 自宅で避難生活を送る住民に対して必要な支援を行う。

(3) 災害時要支援者の避難支援

- ア 避難支援者と地区住民が協力し災害時要支援者の避難行動を支援する。
- イ 災害時要支援者本人又は支援者の意思を尊重し、同一行動を取らないことも容認する。ただし、災害時要支援者の危険性が危惧される場合は、その旨を関係機関へ伝達する。
- ウ 避難後、福祉関連施設への移動が必要な場合は、可能な範囲の支援を行うとともに関係機関への支援を要請する。

(4) 避難所の運営

- ア 地区避難所を開設した場合は、地区住民及び避難者と協力して自主的に地区避難所を運営する。
- イ 市避難所へ避難した場合は、市避難所運営委員会や他の自主防災組織、地域団体等と連携し市避難所の運営に協力する。

5 平常時の活動

(1) 防災知識の普及、啓発

普及、啓発する事項	普及、啓発の方法
・防災会規約及び防災計画に関すること ・避難経路、避難場所等に関すること ・家庭における自助備蓄に関すること ・防災会活動への参加に関すること ・その他防災に関すること	・防災広報の発行や防災アンケートの実施 ・防災講座の開催 ・市民防災センターの活用 ・防災マップの作成、配布 ・町内会活動の活用 (町内会行事へ防災活動を盛り込むなど)

(2) 防災訓練

- ア 情報の収集伝達訓練の実施
- イ 住民の安否確認や避難誘導訓練の実施
- ウ 避難所運営訓練の実施
- エ その他必要な訓練の実施

(3) 情報の収集伝達方法の確認

- ア 災害時における市防災支部、市避難所との情報収集伝達方法を確認する。
- イ ラジオ、テレビ、インターネットなどを利用し災害情報の収集方法及び収集した情報を地区住民へ周知する方法を確認する。

(4) 危険箇所の把握、避難経路の確認

- ア 災害時における地域内の危険箇所を把握する。
- イ 災害時の避難誘導に備え、災害の種類に応じた避難経路を確認する。

(5) 災害時要支援者の把握

個人情報の保護を順守しながら避難支援者と協力し災害時要支援者の状況を把握する。

(6) 共助備蓄の整備、点検管理

- ア 防災活動に必要となる防災資器材を共助備蓄物資として整備する。なお、整備する物資は、別紙②共助備蓄物資リストによるものとする。
- イ 整備した共助備蓄物資を定期的に点検し適正に管理する。

(別 紙)

① 避難場所及び避難所

災害の種類	避難場所（屋外）	地区避難所（屋内）	市避難所（屋内）
地震	△△△△公園 →	□□□□集会所 →	〇〇〇小学校
風水害		□□□□集会所 →	〇〇〇小学校
土砂災害		□□□□集会所 →	〇〇〇小学校

② 共助備蓄物資リスト

共助備蓄物資の区分	内 容（例）
避難誘導又は避難場所に必要となる物資	役員用ベスト、拡声器、誘導灯、担架、リヤカー、トランシーバー等
地区避難所運営に必要な物資	発電機、投光器、電工ドラム、毛布、カセットガスコンロ、石油ストーブ等

(別 図)

1 避難経路図

(防災マップに避難経路が表示されている場合は作成不要です。)

2 防災マップ

(地区での話し合いや、防災まち歩きなどを通じて徐々に作成をお願いいたします。)

5 自主防災会防災計画例（簡易型）

〇〇自主防災会防災計画【例】

1 目的

この計画は、〇〇町内会防災部の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他災害の減災と地域住民の安全の確保に努めることを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災部の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 災害時及び平常時の活動に関すること。
- (3) 避難場所等及び共助備蓄物資に関すること。

3 編成及び任務分担

編成		任務分担	
		災害時	平常時
本部	部長	被害状況の把握、 避難誘導の指示	防災意識の啓発
	副部長		
避難誘導班	班長	安否確認、被害情報収集、 避難誘導	避難場所の確認
	班員		

4 災害時の活動

(1) 被害状況の把握

ア 本部は、避難誘導班や町民の報告等により町内の被害状況を把握する。

イ 本部は、災害の状況に応じて避難誘導班へ避難誘導を指示する。

(2) 避難誘導

ア 避難誘導班は、住民の安否情報及び被害情報を収集し本部へ報告する。

イ 避難誘導班は、本部の指示により避難誘導を行う。

なお、班長は、避難誘導活動の指揮をとるものとする。

(3) その他

防災部は、市避難所の運営協力など状況に応じた防災活動を行う。

5 平常時の活動

(1) 防災意識の啓発

本部は、防災訓練や回覧板などにより町内住民の防災意識の啓発を図る。

(2) 避難場所の確認

避難誘導班は、避難場所の確認や災害に応じた避難経路の検討などを行う。

(3) その他

防災部は、活動内容の検討や共助備蓄物資の点検など、災害時に備え必要となる活動を行う。

6 避難場所等及び共助備蓄物資

避難場所等及び共助備蓄物資は別紙のとおりとする。

(別 紙)

1 避難場所及び避難所

災害の種類	避難場所（屋外）	市避難所（屋内）
地 震	△△△△公園 →	〇〇〇小学校
風 水 害		〇〇〇小学校
土砂災害		〇〇〇小学校

2 共助備蓄物資

区分	内 容
避難誘導又は避難場所に必要となる物資	役員用ベスト、拡声器、誘導灯、担架、リヤカー、トランシーバー等

(別 図)

1 避難経路図

(防災マップに避難経路が表示されている場合は作成不要です。)

2 防災マップ

(地区での話し合いや、防災まち歩きなどを通じて徐々に作成をお願いいたします。)

6 自主防災会設立届

自主防災会設立届出書

年 月 日

(宛先) 山形市長

届出者	
住 所	_____
氏 名	_____ 印
電 話	_____
F A X	_____

下記により設立しましたので届け出いたします。

記

1	自主防災会名	〇〇〇防災会
---	--------	--------

2	代表者名	
---	------	--

3	設立年月日	平成 年 月 日 ()
---	-------	--------------

4	構成する自治会等		名称	世帯数	人口
		①	〇〇〇町内会	世帯	人
		②	町内会	世帯	人
		③	町内会	世帯	人

5	補助金申請の有無	有 (平成 年度予定)	無
---	----------	-------------	---

6	備考	
---	----	--

※ 届出時点から山形市自主防災組織連絡協議会会員となります。

※ 添付書類 1 防災会規約(役員等名簿含む)

2 防災会計画

3 防災会の区域が分かる地図等

※ 補助金の申請を伴う場合は、別途添付書類が必要となります。

7 共助備蓄物資整備補助申請

(1) 補助金交付申請

山形市自主防災組織防災資器材等購入事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 山形市長

自主防災組織名

代表者住所

代表者氏名 会長

印

山形市自主防災組織共助備蓄物資整備事業費補助金交付申請書

年度において、山形市自主防災組織育成事業について、山形市自主防災組織共助備蓄物資整備事業費補助金を交付されるよう、山形市補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

添 付 書 類

- (1) 共助備蓄物資購入計画書
- (2) 共助備蓄物資購入見積書の写し
- (3) 共助備蓄物資の保管または配置を予定する場所を明らかにする書類
- (4) 自主防災会規約（役員名簿を含む）の写し
- (5) 自主防災会防災計画の写し

共 助 備 蓄 物 資 購 入 計 画 書

防災会

共 助 備 蓄 物 資 名	規 格	数 量	単 価	金 額
小計				
税額				
合計				
購 入 予 定 年 月 日	年 月 日			
補 助 金 交 付 申 請 額	円			
現有共助備蓄物資等の 品 名 及 び 数 量				
設 立 年 月 日	年 月 日			
組 織 の 概 要	世帯数	世帯員数（人口）	地区町名	

共助備蓄物資の保管、配置予定場所

防災会

共助備蓄物資名	保管・配置予定場所

(略 図)

（２）補助金実績報告

山形市自主防災組織防災資器材等購入事業費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）山形市長

自主防災組織名

代表者住所

代表者氏名 会長

印

山形市自主防災組織共助備蓄物資整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付 防 第 号をもって山形市自主防災組織共助備蓄物資整備事業費補助金の交付決定の通知があった山形市自主防災組織育成事業について、山形市補助金等の適正化に関する規則第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

添付書類

（１）共助備蓄物資購入実績書

（２）共助備蓄物資の購入に要した経費の領収書の写し

（３）購入した共助備蓄物資の写真等

共助備蓄物資購入実績書

防災会

[illegible]

8 防災訓練申込書

防災訓練申込書

年 月 日

(宛先) 山形市長

申込責任者

防災会名 ○○○○ 防災会

住所 山形市○○町○○丁目○○

氏名 会長 ○○ ○○ 印

電話 ○○ ○○

下記により防災訓練を行いますので、指導方よろしくお願いいたします。

記

訓練名称	○○○○防災会防災訓練		
訓練日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで		
訓練場所 所在地	山形市○○町○○丁目○○ (別紙地図添付)	訓練場所 名称	○○公園、○○集会所
対象地区名	○○町○○丁目、○○丁目、○○丁目	参加人員	約 名
訓練内容及び 指導内容	《記入例：主な訓練の種類と訓練の方法》 ※訓練内容については、各組織内において十分に検討を行なって下さい。 1 初期消火訓練（消火器の使用法指導依頼） 2 応急処置訓練（心肺蘇生法の指導依頼） 3 起震車体験訓練（起震車による地震体験指導依頼） 4 避難誘導訓練（地区で実施予定） 5 炊き出し訓練（主催者で実施予定） 6 放水訓練（地元消防団と連携実施予定） 7 煙の中の避難訓練（テント内避難訓練実施予定：山形県高圧ガス地域防災協議会〈645-0411〉へ直接依頼） 8 災害図上訓練 DIG（防災対策課派遣依頼） 9 防災まち歩き訓練		

9 出前講座申込書

年 月 日

(あて先) 山形市長

「防災に係る出前講座」申込書

団 体 名	〇〇〇〇町内会 (〇〇〇〇防災会)		
代 表 者 名	会長 〇〇 〇〇		
連 絡 先	住 所	〒 990-0000 山形市〇〇町〇〇丁目〇〇	
	電 話 番 号	〇〇〇-〇〇〇〇	
	担 当 者 名	〇〇 〇〇	
講 座 テ ー マ 名	自主防災組織の設立について		
講 座 の 概 要	《記入例：主な講座》 ・自主防災組織の役割、重要性 ・自主防災組織の設立 ・家具の転倒防止等の DVD 上映 ・山形市避難行動支援制度の概要		
日 時	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇曜日) 午後〇〇時〇〇分 ~ 午後〇〇時〇〇分 (講座時間〇〇分)		
会 場 名	〇〇〇〇	参加人員	約 〇〇 人
会 場 所 在 地	〇〇町〇〇丁目〇〇	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇
備 考			

※上記の欄にご記入の上、関連の資料等がある場合は添付してご提出して下さい。

※講師等の公務の都合により、日程を調整していただく場合があります。

10 防災訓練実施報告書

防災訓練実施報告書

年 月 日

(宛先) 山形市長

自主防災組織名
代表者住所
代表者職氏名

印

1 自主防災組織の概要

自主防災組織のある 自治会名		構成人口	人
自主防災組織設立 月日	年 月 日	自主防災組 織世帯数	世帯

2 防災訓練実施結果

(1) 実施年月日 年 月 日 ()
時 分 ~ 時 分 (時間)

(2) 内 容
ア 開催場所

イ 訓練主催者 (合同開催の場合は、その組織名称を書いてください)

ウ 防災訓練の内容 (できるだけ具体的に書いてください)

(3) 訓練参加人数 人

(4) 課題・反省等
ア 良かった点

- ・
- ・
- ・

イ 課題、次回に向けての目標及び次回の訓練実施予定

- ・
- ・

3 その他

山形市自主防災組織
設立マニュアル

平成31年3月

編集発行 山形市総務部防災対策課

〒990-8540 山形市旅籠二丁目3-25

電話 023-641-1212